

千葉市立幕張海浜病院薬事委員会設置要綱

（目的）

第1条 千葉市立幕張海浜病院における薬事業務の適正かつ合理的な運営を図るため、千葉市立幕張海浜病院薬事委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、調査及び審議をする。

- （1）試用医薬品等の効果、判断に関すること。
 - （2）新規医薬品の採否に関すること。
 - （3）後発医薬品への採用切り替えに関すること。
 - （4）使用医薬品の削除に関すること。
 - （5）在庫医薬品の管理及び適正かつ効率的な使用に関すること。
 - （6）前各号に掲げるもののほか、薬事業務全般に関すること。
- 2 未承認新規医薬品については、管理者会議又は倫理委員会の意見に基づいて審議をする。

（組織）

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 委員は、別表に掲げる者のほか、委員長が必要と認めた者を委員として任命することができる。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、薬剤部長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する者をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会は、委員長が原則として隔月1回、これを召集する。

- 2 委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決するものとする。

（意見の聴取等）

第6条 委員長は、必要があると認めるときには、委員以外の者に委員会への出席を求め、意見を聴くことができる。

（報告）

第7条 委員長は、審議結果を院長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、薬剤部において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

平成26年4月1日の要綱の制定により、千葉市立海浜病院薬事委員会規程（平成18年4月1日施行）を廃止する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。

別 表

委員長	薬剤部長
委員	各診療科統括部長又は部長 看護部長 事務長 医療安全室長